

公益社団法人 生態系トラスト協会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人生態系トラスト協会の定款第28条に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員報酬は月額とする。非常勤に対しては無給とする。

3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の常勤役員報酬月額は別表第1「常勤役員報酬月額」のとおりとする。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬などは、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 役員には、通勤費を支給しない。

(費用)

第7条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、支払わないものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律第20条第1項に定める報酬などの支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成31年2月24日開催の平成30年度第5回理事会で定め、平成31年4月1日から施行する。

(別表第1) 常勤役員報酬月額表

号数	月額
第1号	10,000円
第2号	20,000円
第3号	30,000円
第4号	40,000円
第5号	50,000円
第6号	60,000円
第7号	70,000円
第8号	80,000円
第9号	90,000円
第10号	100,000円
第11号	110,000円
第12号	120,000円
第13号	130,000円
第14号	140,000円
第15号	150,000円

※理事長、業務執行理事、その他の常勤役員の最低号数は1号とする